

熊本県公報

第 1 1 2 9 8 号
平成 17 年 8 月 12 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - " "……………(") 1
 - " "……………(") 1
- 登 載 依 頼**
- 森林審議会の開催……………(林 政 課) 2
 - 公示による通知……………(用地対策課) 2
 - 熊本県八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令……………(学校人事課) 2
 - 暴力団情報管理システム用サーバ及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札の実施……………(県警本部情報管理課) 3

告 示

熊本県告示第 981 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 17 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社荒木マリーン 熊本市野田一丁目 6 番 22 号	株式会社荒木マリーン	平成 17 年 8 月 2 日

熊本県告示第 982 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 17 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ハピネス・ケア・サービス 水俣市牧ノ内 4 番 8 号	有限会社サンライフ	平成 17 年 8 月 2 日

熊本県告示第 983 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 17 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション自立応援団 熊本市貢町 780 番地 8	株式会社ディーマップ	平成 17 年 8 月 2 日

登載依頼

熊本県森林審議会公告第7号

熊本県森林審議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年8月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成17年8月18日（木）
午後1時00分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
会長及び森林保全部会委員等選出
- 4 報告等
(1) 森林計画制度について
(2) 水とみどりの森づくり税について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局（熊本県林務水産部林政課森林計画係）
（電話 096-383-1111 内線 5597）

熊本県収用委員会公告第53号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村丙字金川1106・1131番23、1153番、1207番、1242番、1259番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分45360分の21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町12番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成17年8月4日付け熊収第114号の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書）

（注意）上記書面を受理しないときは、平成17年8月25日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年8月12日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

熊本県教育委員会訓令第7号

本庁各課
各地方機関

熊本県八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成17年8月12日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛
熊本県八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令

平成17年7月21日付け総務省告示第816号に基づき、熊本県八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置する処分の効力が生じる際、現に八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町村の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって熊本県八代市公立学校教職員に任命され、現に勤務する所属に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成17年8月12日から施行し、平成17年8月1日から適用する。